

平成29年度徳島県特別支援学校教育課程研究集会

自立活動について

徳島県立総合教育センター
特別支援・相談課

自立活動の内容の6区分27項目

1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) <u>障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。</u> (5) 健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性<u>についての理解と</u>対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況<u>についての把握と状況に応じた行動</u>に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

合理的配慮と自立活動のかかわり

学校における自立活動と合理的配慮の関係

指導するという視点

困難な状況を認識し、困難を改善・克服するために必要となる知識・技能・態度及び習慣を身につけ、自己が活動しやすいように主体的に環境や状況を整える態度を養う。

配慮するという視点

障害のある幼児児童生徒が他の幼児児童生徒と平等に教育を受けられるようにするために、個々の幼児児童生徒に対して、学校が行う必要かつ適当な変更・調整。

※共通点は、きめ細かな実態把握が必要であること、個に応じたものであるなどだが、目的は異なる。

改訂の要点

- 背景**
- ・特別支援学校に在籍する重複障害者が増加傾向。
 - ・小・中学校等で発達障がいを含めた障害のある児童生徒等が、多く学ぶ。



障害の種類や状態等に応じたきめ細かな
自立活動の指導の充実

特別支援学校幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領

- ①外国語科(視・聴・肢・病の小学部), 外国語活動(知の小学部)
- ②自立活動の内容の追加
- ③個別の指導計画の作成と内容の取扱い

自立活動とは

各教科等において育まれる資質・能力

知識・技能

思考力・判断力
表現力

学びに向かう力
人間性等

支える役割

自立活動の指導

人間としての基本的な行動を
遂行するために必要な要素

障害による学習上又は生活
上の困難を改善・克服するた
めに必要な要素

自立活動の教育課程上の位置づけ

特別支援学校

特別支援学校の目的

視覚障害者，聴覚障害者，知的障がい者，肢体不自由者及び病弱者に対して，幼稚園，小学校，中学校又は高等学校に準ずる教育

障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能

自立活動の内容を参考とし，具体的な目標や内容を定め，指導を行う。

効果的な指導が行われるよう教師間の連携を図る。

特に必要があるときは，障害に応じて各教科の内容を取扱いながら行うことができる

通級による指導

特別支援学級

小・中学校学習指導要領

特別の教育課程を編成する場合，障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の**自立活動**を取り入れること

特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ，**個々の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫**を組織的かつ計画的に行う。

→自立活動の手続きが参考になる
必要な支援を考える

通常学級

第3章 自立活動の指導の基本

(1) 特色

- ・個々の幼児児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に即して指導を行うことが基本。
- ・個別指導の形態が多いが、指導目標(ねらい)を達成する上で効果的である場合、集団を構成して指導することもある。しかし指導計画は個別に作成される。

(2) 自立活動の内容

- ・“人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素”と“障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素”で構成  心身の調和的な発達の基盤

(26項目→27項目へ)

第3章 自立活動の指導の基本

(2) 自立活動の内容

- ・特別支援学校学習指導要領等で示す「自立活動」の内容は、個々の幼児児童生徒の実態に応じて、必要な項目を選定して取り扱う。
- ・具体的な指導内容
自立を目指して設定される指導目標(ねらい)を達成するために、**学習指導要領等に示された内容から必要な項目を選定し、相互に関連付けて設定。**



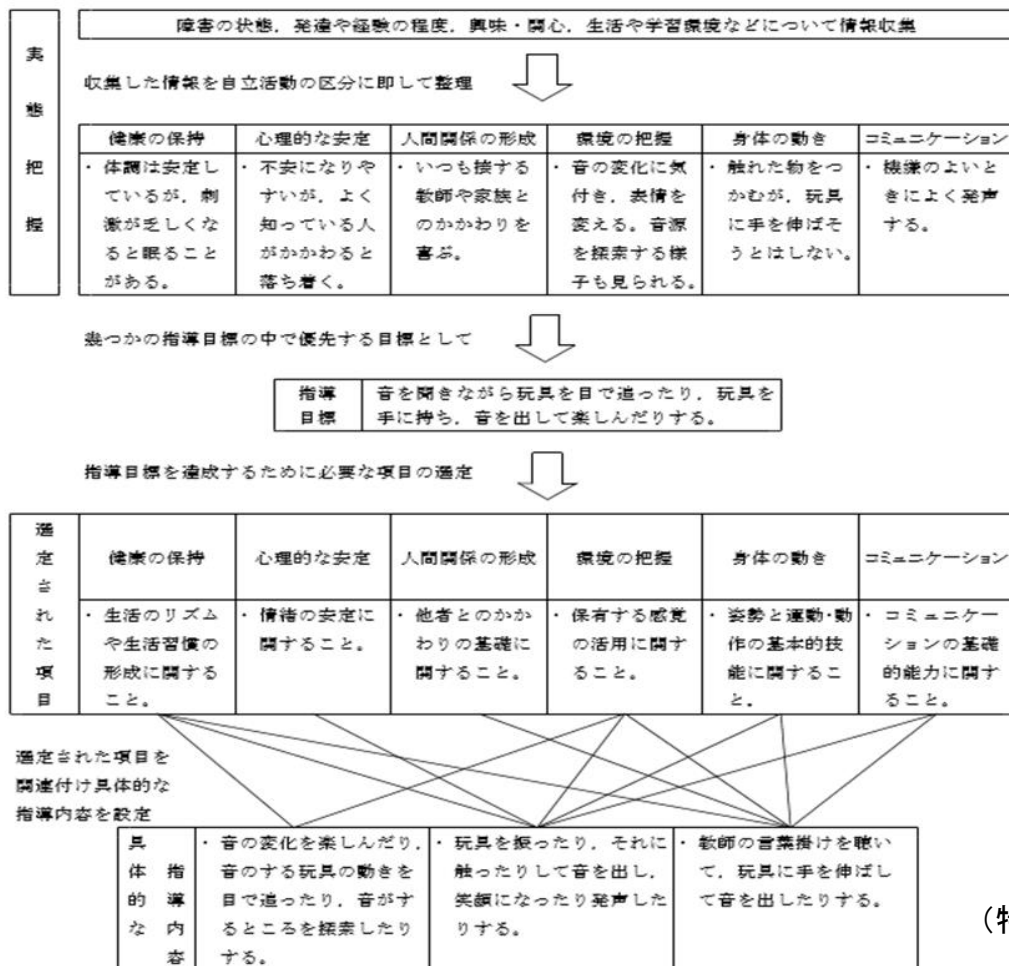
個々の児童生徒の実態を踏まえ、具体的な指導内容を設定する**工夫**

第3章 自立活動の指導の基本

具体的な指導内容の例

児童：小学部第1学年

障害名等：肢体不自由（脳性まひ）、知的障害（知的発達のレベル：0歳6か月未満）



（特別支援学校学習指導要領解説
自立活動編より）

図1 具体的な指導内容の例（障害が重度で重複している児童）

第4章 総則における自立活動

幼稚園教育要領 教育目標

家庭との連携を図りながら、幼児の障害の状態や特性及び発達
の程度等を考慮し、・・・学校生活を通して、生きる力の寄贈
育成するよう次の目標の達成に努めなければならない。

1. 幼稚園教育(学校教育法第23条)の目標
2. 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立
を図るために必要な**態度や習慣などを育て、心身の調和
的発達の基盤を培うように**すること

小学部・中学部学習指導要領 教育目標

学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び
生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考
慮して、次に挙げる目標の達成に努めなければならない。

1. 小学部においては小学校教育の目標
2. 中学部においては中学校教育の目標
3. 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立
を図るために必要な**知識、技能、態度及び習慣を養う**

第4章 教育課程の編成

(1) 学校における自立活動の指導は、・・・自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。

➡ 自立活動の時間における指導はその一部
各教科等における指導と密接な関連を保つ

(2) 自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて適切に定めるものとする。

➡ 各学校が実態に応じて適切に指導を行うものであり、確保しなくてもよいわけではない。

第5章 自立活動の目標(ねらい)

個々の幼児(児童又は生徒)が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を培う。

自立とは・・・

それぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味する。

第6章 自立活動の内容

1 健康の保持

- (1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5)健康状態の維持・改善に関する事。

新設

自己の障害の特性の理解を深め、自ら生活環境に主体的に働きかけ、より過ごしやすい生活環境を整える力を身につける

第6章 自立活動の内容

4 環境の認知

充実

- (1)保有する感覚の活用に関すること。
- (2)感覚や認知の特性**についての理解**と対応に関する
こと。
- (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況**についての**
把握と**状況に応じた行動に関する**こと。
- (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する
こと。

第7章-2 個別の指導計画の作成手順

※各項目は、「流れ図」(実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの例)を詳しく説明している。

(1) 幼児児童生徒の実態把握

流れ図①

(2) 指導の目標(ねらい)の設定

流れ図③④, ⑤⑥

(3) 具体的な指導内容の設定

流れ図⑧

(4) 評価

具体的な指導内容

ア. 主体的に取り組む指導内容

イ. 改善・克服の意欲を喚起する指導内容

ウ. 発達の進んでいる側面をさらに伸ばすような指導内容

エ. 自ら環境と関わり合う指導内容

幼稚部追加

オ. 自ら環境を整える指導内容

カ. 自己選択・自己決定を促す指導内容

小・中学部追加

キ. 自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような

指導内容

小・中学部追加

第7章-5 自立活動を主とした指導

追加

全人的発達を促すとは・・・

個々の幼児児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善したり、
発達の進んでいる側面をさらに伸ばすことによって遅れている
側面の発達を促すようにしたりして全人的な発達を促進すること
を意味する。

自立活動編 P493

第8章 個別の教育支援計画等の活用

※現行では項目 → 取り出して段落に

進学先や就労先等への情報の引き継ぎや、関係機関
の連携

自立活動編 P496

